

第5章 本計画の実施体制

1 さいたま市空き家等対策協議会

本計画の作成、変更、実施に関する調査審議をするため、法第6条に規定する協議会として「さいたま市空き家等対策協議会（以下、「協議会」という。）」を設置しています（平成28年さいたま市条例第54号）。

本計画に基づく施策、事業等の推進に当たっては、毎年度、協議会において進捗状況を報告して、本市の空き家等対策が本計画の基本的方針に沿って進められているか検証します。

協議会は、委員20人以内及び市長をもって組織しており、委員の任期は、2年としています。空き家等対策に関して、幅広い分野の専門的な視点から協議を行うため、市長のほか、法務、不動産、建築、福祉等の団体や大学・NPO法人・警察・自治会などから構成しています。

2 相談等対応窓口

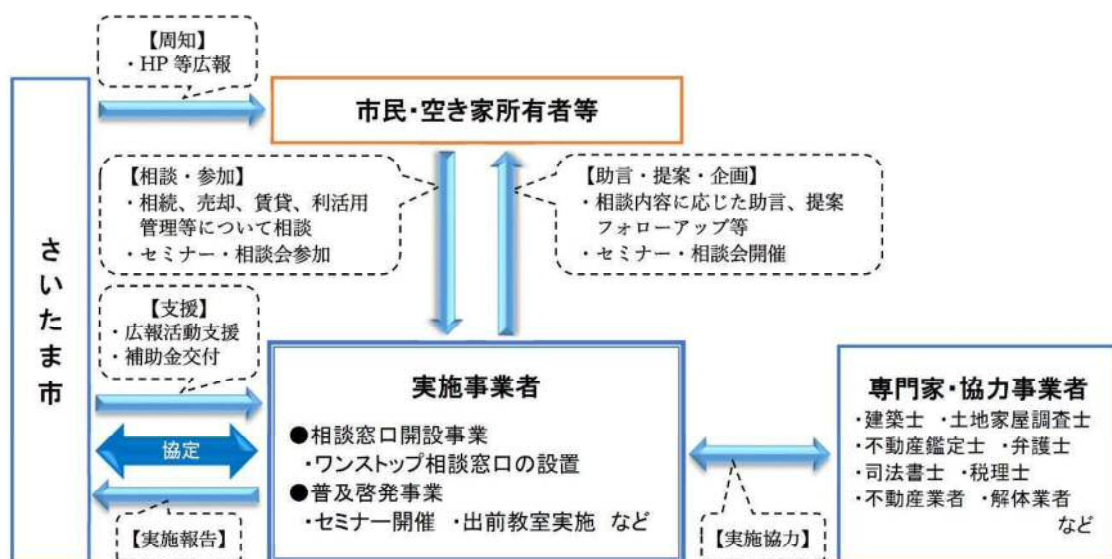
(1) 近隣住民等からの苦情相談・情報提供に対応する一次対応窓口

近隣住民からの空き家等に関する苦情相談・情報提供に対応するため、各区役所暮らし応援室を一次対応窓口として、空き家等の現地調査や所有者等を特定するための調査を行い、法や条例に基づく指導等を実施します。

(2) 空き家等所有者等からの相談に対応するワンストップ相談窓口

所有している空き家等の管理や譲渡、利活用などの相談に一元的に対応するため、公益法人やNPO法人等と協働して、ワンストップ相談窓口を市内に設置し、問題解決に向けた助言・提言等を行います（図表46）。

図表46 ワンストップ相談窓口 イメージ図（再掲）



3 庁内の連携

(1) 総合的な空き家等対策に係る連携

本市では、法の成立に伴い、平成27年1月に空き家等対策の関連部局で構成する「さいたま市空き家等対策庁内連絡会議」を設置し、連携方策の検討や情報の共有を行ってきました。

本計画に基づく各関連施策の推進及び進捗状況の確認等を行うに当たっても同会議を開催することで、引き続き、関連部局間の連携強化に向けた検討や、情報の共有を図っていきます。

(2) 管理不全な空き家等への対応に係る連携

管理不全な空き家等への対応では、一次対応窓口である各区役所くらし応援室と法及び条例の所管課である環境創造政策課を中心として、関係部局と緊密に連携し対応します。

特定空家等への対応に当たっては、「さいたま市特定空家等対策庁内検討委員会」において特定空家等に該当するか否かの判定や指導内容等の検討を行うとともに、必要に応じて他の関連部局とも連携し、問題解決に向けて取り組みます。

4 他自治体との連携

埼玉県では法第8条の規定に基づき、管理不全な空き家の解消や利活用可能な空き家の流通促進など、空き家対策の主体となる市町村を県と関係団体が一体となって支援するため、平成26年12月から「埼玉県空き家対策連絡会議」を開催しています。

本市も設置当初から同会議に参加し、特定空家等に対する指導手順マニュアル作成のための作業部会では中心的な役割を担うなど、県内自治体等と連携して空き家等対策の検討を行ってきました。

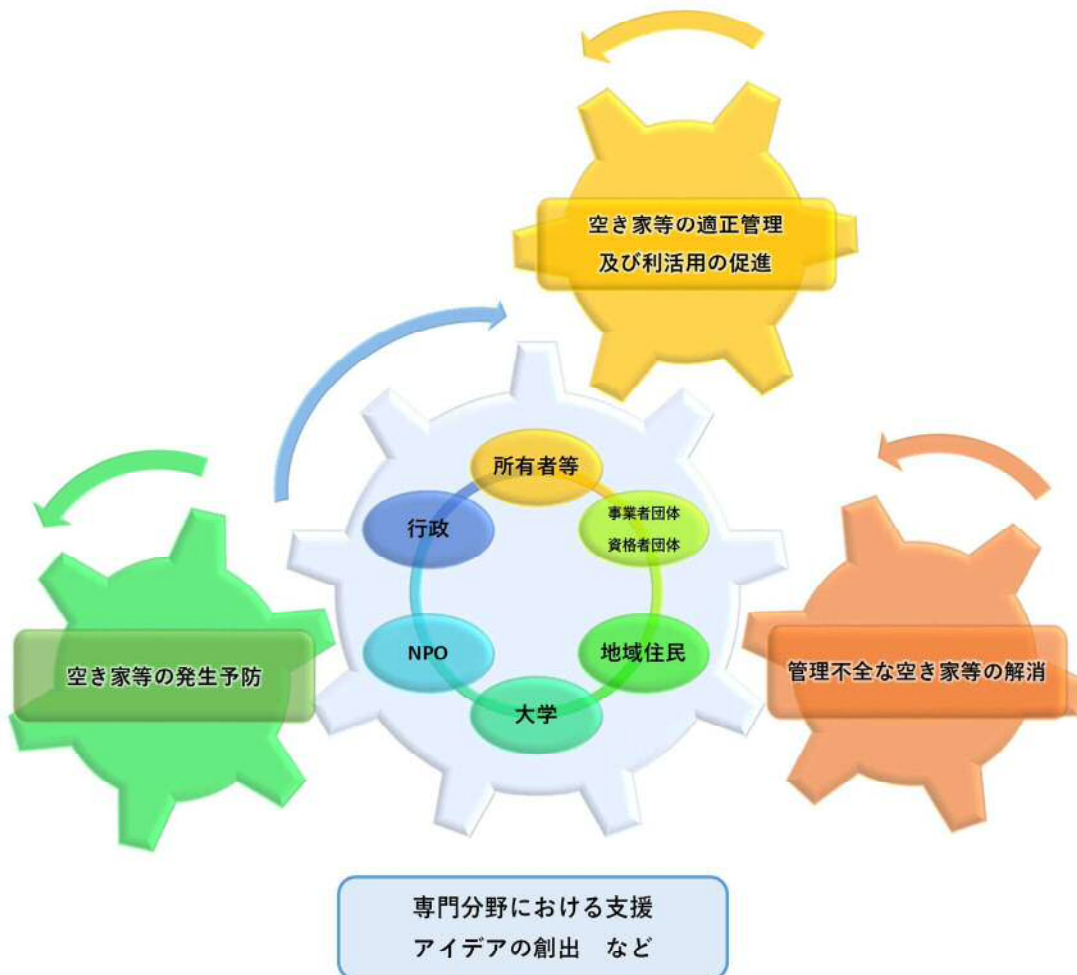
本市では、同会議を通して、引き続き、県内自治体等との情報交換、空き家等をめぐる課題の研究等を行い、空き家等対策の更なる向上を図ります。

5 関係団体等との連携

取組方針である、「空き家等の発生予防」、「空き家等の適正管理及び利活用の促進」、「管理不全な空き家等の解消」に基づき、「第4章 空き家等対策の具体的な施策」に示した各施策を推進するためには、行政だけではなく、大学、関係事業者団体、関係資格者団体、NPO や地域住民の方とも連携を図ることが重要です。また、空き家等に関する情報の収集・管理のもと、空き家等の所有者等を巻き込み、所有者等自らの行動を促すため、管理・利活用・除却等の支援を推進することが必要です。

よって、本計画は、関係団体等との連携のもと、各々の専門分野におけるアイデアを生かしながら、所有者等と一体の歯車となり、各取組方針に基づく各施策・取組を積極的に回すことで、対策全体を推進していきます（図表 47）。

図表 47 連携イメージ



6 国の事業等の活用

本計画に掲げる各施策の推進に当たっては、法第 15 条第 1 項に規定する財政上の措置として国が市町村に対し実施する各種助成制度の効果的な活用を検討します。

図表 48 国土交通省が実施する各種助成制度

事業名	内容	要件等
住宅市場を活用した空き家対策モデル事業 (令和 3 年度～)	全国における空き家対策を加速化するため、空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図るもの。	①「空き家に関する相談窓口等の民間連携支援」について、原則として地方公共団体と専門家等が連携して実施すること ②本事業の成果を広く公開すること など
空き家対策総合支援事業 (平成 28 年度～)	法第 6 条に規定する空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、重点的・効率的な支援を行うもの。	①法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある など
空き家再生等推進事業 (平成 20 年度～)	居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の除却又は活用等に対し支援を行うもの。	①法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、計画的な活用・除却を推進すべき区域として地域住宅計画等に定められた区域で実施 など

第2次さいたま市空き家等対策計画

発行 令和4年3月
編集 さいたま市 環境局 環境共生部 環境創造政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048-829-1325 FAX 048-829-1991
E-mail kankyo-sozo-seisaku@city.saitama.lg.jp



さいたま市